

福浦地区小水力発電所整備運営事業
募 集 要 項

令和5年12月

青森県佐井村

目 次

第1 募集の概要	- 1 -
1. 事業名称	- 1 -
2. 事業の対象となる公共施設等の名称	- 1 -
3. 公共施設等の管理者	- 1 -
4. 本事業の目的	- 1 -
5. 事業の概要	- 2 -
6. 本事業の業務内容	- 2 -
7. 事業方式	- 3 -
8. 土地等の使用に関する事項	- 3 -
9. 事業期間	- 3 -
10. 事業スケジュール	- 3 -
11. 事業者の収入	- 3 -
12. 本事業における費用負担	- 3 -
13. 有資格者の選任・届出	- 4 -
14. 本事業の実施に関する協定等	- 4 -
(1) 基本協定	- 4 -
(2) 事業契約	- 4 -
15. 遵守すべき法令及び許認可等	- 4 -
16. 事業期間終了時の措置	- 4 -
第2 応募者等の参加資格要件等	- 5 -
1. 応募者の参加資格要件	- 5 -
(1) 応募者の構成	- 5 -
(2) 応募者に共通の参加資格要件	- 5 -
2. 参加資格確認基準日	- 6 -
第3 募集及び選定の手続等	- 7 -
1. 募集及び選定のスケジュール	- 7 -
2. 募集要項等に関する質問の受付	- 7 -
(1) 提出方法	- 7 -
(2) 提出先	- 7 -
(3) 件名	- 7 -
(4) 回答方法	- 8 -
3. 参加表明書の提出	- 8 -
(1) 提出先	- 8 -
(2) 提出方法	- 8 -
4. 参加資格確認結果の通知	- 8 -
5. 提案書の提出	- 8 -
(1) 提出先	- 8 -

(2) 提出方法	- 8 -
(3) 提案書の書換え等の禁止	- 8 -
(4) 費用の負担	- 9 -
(5) 提出書類の取扱い	- 9 -
6. 提案内容に関するプレゼンテーション又はヒアリングの実施	- 9 -
7. 応募者、参加企業の変更又は追加	- 9 -
8. 応募の辞退	- 9 -
9. 優先交渉権者の決定	- 10 -
第4 本事業特有の条件	- 11 -
1. 水利権	- 11 -
2. 系統連系の接続契約	- 11 -
3. F I T制度の申請	- 11 -
第5 契約手続等	- 12 -
1. 基本協定の締結	- 12 -
2. 事業契約の締結	- 12 -
3. 基本協定の締結又は事業契約の締結までに至らなかった場合の措置	- 12 -
4. 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻	- 12 -
5. その他	- 12 -
第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	- 13 -
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	- 13 -
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	- 13 -
3. その他の措置及び支援に関する事項	- 13 -
第7 問合せ先	- 14 -
1. 事業所管	- 14 -
2. 契約に関する窓口	- 14 -
3. その他	- 14 -

第1 募集の概要

1. 事業名称

福浦地区小水力発電所整備運営事業（以下「本事業」という。）

2. 事業の対象となる公共施設等の名称

福浦地区小水力発電所（以下「本発電所」という。）

3. 公共施設等の管理者

青森県佐井村長 太田直樹

4. 本事業の目的

青森県佐井村（以下「村」という。）では、「2050年カーボンニュートラル」に向けた取り組みとして、令和3（2021）年10月に「ゼロカーボンシティさい」宣言の表明を行い、「日本で最も小さくかわいい漁村のゼロカーボンへの挑戦 ～漁業を基軸とした地域循環型プラットフォーム～」という全体像のもとに、官民挙げて脱炭素化の取り組みを行っているところである。

小水力発電とは、水の落差を利用した発電で、クリーンな循環エネルギーである水力を利用しているため、他の地域へ環境負荷を与えることがない一方で、太陽光発電のように天候の影響を受けにくいと、安定した電力の供給が可能であるという特徴がある。村内の福浦川水系流石沢及び大滝沢を設置場所として小水力発電を行い、従来は村外から得ていた再生エネルギーを置き換えることで、地域に環境負荷を与えることなく、電力の地産地消を実現することが期待される。また、小水力発電による売電収入により、一定の収入を獲得可能であると想定されることから、その収入の一部を村の総合計画等に沿った地域貢献のための事業に用いることで、資金の効率的かつ効果的な活用につなげることができると期待できる。実際に、村内で建設中の牛滝地区小水力発電所においても、既に、同様の仕組みによる民間事業者の関与により事業が進捗している。

小水力発電所の設置及び運営並びに地域貢献のための事業を民間の創意工夫に委ねることで、より効率的かつ効果的な運営及び独創的な地域貢献のための事業の実施が期待されること、及び牛滝地区小水力発電所との連携も期待されることから、民間事業者に小水力発電所の設置及び運営、並びに地域貢献のための事業の実施を行って頂くこととした。

これらを踏まえ、本発電所が、牛滝地区小水力発電所とともに、電力の地産地消と、地域に対してその利潤を還元するサイクルを推進する原動力となることを目的として、本事業を実施する。

5. 事業の概要

本事業においては、事業者自身が、低圧での水力発電事業を設計・建設した上で発電と売電を実施して固定価格買取制度に基づく売電収入を得ることで事業性を確保することを想定しているが、単に発電事業による利益の追求を主目的とするものとはせず、地域振興、地域活性化、地域との共生を主題とした事業とすることを予定している。かかる観点から、事業者には、売電収入の一部を用いて地域還元事業を事業者の創意工夫に基づく内容にて実施することを求めるものとする。このように、地域の資源を活用した水力発電による事業性を確保しながら、その利潤を地域に還元されるような発電事業の仕組みづくりを行うことを重視している。また、本発電所と近接する牛滝地区小水力発電所との連携による相乗効果が生じることも期待している。

本事業の実施に当たっては、民間の資金、創意工夫及び技術的・経営的能力等を活用し、効率的・効果的な事業推進を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づいて行う。

6. 本事業の業務内容

本事業として事業者が実施する業務は、次に掲げるものとする。

① 本発電所施設の設計・建設業務

本発電所においては、固定価格買取制度の活用を前提とし、発電設備を設計・建設するものとする。また、固定買取価格制度を活用するために必要となる申請、設計及び建設工事等の一切の業務を、事業者の責任及び費用で実施するものとする。

② 運営維持業務

事業者は、本発電所の運営維持業務として、以下の業務を実施する。

- ・ 巡視及び点検
- ・ 測定及び調査
- ・ 運用
- ・ 記録
- ・ 運転制御
- ・ 設備の保護・修繕・保全
- ・ 緊急時対応、災害対応
- ・ その他施設の運営維持に必要な業務

③ 地域還元事業に係る業務

事業者は、村の地域に貢献する事業（以下「地域還元事業」という。）を実施するものとする。

地域還元事業の内容については、事業者の創意工夫に委ねるものとし、その具体的な内容（事業者が得る収益の一定割合を金銭にて村に対して支払うものでもよい。）を提案書に

記載するものとする。

④ 原状回復業務

事業者は、本発電所の設備の撤去を含む原状回復工事を行うものとする。

7. 事業方式

土地を借り受け、PFI 法に基づき、事業者が自ら提案した設計・建設を行った後、村から設置許可を受けた上で、事業者が当該施設の所有権を保有したまま、事業期間中の維持管理業務及び運営業務を実施する B00 (Build-Own-Operate) 方式により行う。

8. 土地等の使用に関する事項

本発電所設備設置に係る村有地の使用料は無償とする。

9. 事業期間

事業契約締結から令和 27 (2045) 年 3 月 31 日までとする。ただし、本発電所の建設作業が合理的な理由で遅延した場合には、村が、事業契約期間を本発電所供用開始から 20 年までとすることを認めることがある。

10. 事業スケジュール

事業スケジュールは以下を予定している。

日 程	内 容
令和 (2024) 年 3 月	事業者との事業契約締結
令和 7 (2025) 年 4 月頃	事業者による本発電所供用開始
令和 27 (2045) 年 3 月 31 日	本発電所の供用終了・原状回復

11. 事業者の収入

事業者は、固定価格買取制度における水力発電に係る売電収入のうち、特定事業実施により生じた費用を除く収益を収受できるものとする。

12. 本事業における費用負担

事業者は、事業契約書等に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要する費用を負担しなければならない。

1 3. 有資格者の選任・届出

事業者は、自身の費用と責任で、電気主任技術者を配置するものとする。

1 4. 本事業の実施に関する協定等

村は、PFI 法に定める手続に従い本事業を実施するため、次に掲げる協定等を締結する。

(1) 基本協定

村は、選定された民間事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

(2) 事業契約

村は、基本協定の定めるところにより、村議会への報告を経た後に、事業契約を締結する。

1 5. 遵守すべき法令及び許認可等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関係する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守する。

なお、関連法令に基づく許認可等が必要な場合は、事業者の負担によりその許認可等を取得しなければならない。

1 6. 事業期間終了時の措置

本発電所施設については、原則として全て事業者の責任及び費用負担により撤去・原状回復するが、協議の上で残置を認める場合がある。

また、村又は村が指定する第三者は、事業実施のために事業者の所有する資産のうち、必要と認めたものを買収することができる。

第2 応募者等の参加資格要件等

1. 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

- ① 本事業には、第1の「6. 本事業の業務内容」に掲げる業務を実施することを予定する単独の企業（以下「単独企業」という。）又は、複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）が、応募することができる。
- ② 単独企業の場合は、当該企業を事業者とし、応募手続を行うこと。
- ③ 応募グループの場合、応募グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）の中から代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。
- ④ 設計・建設業務、運営維持業務、地域還元事業に係る業務及び原状回復業務を実施する者は、必ずしも参加企業に含める必要はない。ただし、その場合であっても、それぞれの業務着手時まで、実施する者を特定し、村に通知（資格等を確認できる証書の提出を含む。）して、村の承認を受けること。また、その事業者は、「第2 応募者等の参加資格要件等」に定める参加資格を満たすこと。
- ⑤ 構成企業の変更は認めない。ただし、提案書の提出期限までの期限に限り、構成企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、村と協議するものとし、その事情を検討の上、村が認めた場合はこの限りではない。
- ⑥ 構成企業のいずれかが、他の構成企業でないこと。
- ⑦ 構成企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）が、他の構成企業でないこと。

(2) 応募者に共通の参加資格要件

次の全ての項目を満たしている必要がある。なお、複数企業等によるグループで応募される場合は、その全ての構成企業について、次の全ての項目を満たしている必要がある。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定に該当する者でないこと。
- ② PFI法第9条の各号のいずれにも該当する者でないこと。
- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体及びその役職員又は構成員（以下「③に掲げる団体等」という。）でないこと。
- ④ 佐井村暴力団排除条例（平成23年佐井村条例第24号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者の該当者（以下「④に掲げる暴力団等」という。）でないこと。
- ⑤ ③に掲げる団体等及び④に掲げる暴力団等から委託を受けた者並びに④に掲げる暴力団等の関係団体及びその役職員又は構成員でないこと。
- ⑥ 佐井村暴力団排除措置要綱第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- ⑦ 佐井村建設業者等指名停止要領（平成 12 年佐井村訓令第 10 号）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- ⑧ 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、村が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にないこと。
- ⑨ 応募申込みをした日から過去 1 年間の法人税、消費税又は法人事業税を滞納している者でないこと。
- ⑩ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2 及び第 180 条の 5 に該当する者でないこと。
- ⑪ 村と本事業に関するアドバイザー契約を締結した者（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）でないこと。なお、本事業に係るアドバイザー契約を締結した企業は、株式会社みちのく計画（青森市浜館一丁目 14 番地 3）である。
- ⑫ 選定委員会委員及び委員が属する企業又は団体でないこと。

なお、選定委員会の委員は次のとおりである。

（敬称略・順不同）

i. 学識経験者

- 伏 見 達（E Y 新日本有限責任監査法人・弁護士/公認会計士）
- 福 士 暁（あおもり創生パートナーズ株式会社・地域デザイン部長）
- 船 越 一 孝（佐井村商工会・総括経営指導員）
- 田 中 憲 吉（福浦地区会・総代）

ii. 佐井村職員

- 田名部 二 郎（佐井村副村長）
- 東 出 尚 哉（佐井村総務課長）
- 宮 川 洋 平（佐井村産業建設課長）
- 東 出 隆 広（佐井村総合戦略課長）

2. 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格確認書類の提出期限の最終日とする。

なお、参加資格確認基準日の翌日から村による優先交渉権者の選定日までの間に、応募者が参加資格を満たさなくなると認められる場合は、村はその時点で当該応募者を審査の対象としない。

第3 募集及び選定の手続等

1. 募集及び選定のスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、次を予定している。

日 程	内 容
令和 5 (2023) 年 12 月 26 日	募集要項等の公表
令和 6 (2024) 年 1 月 5 日	募集要項等に関する質問の受付締切
令和 6 (2024) 年 1 月 12 日	募集要項等(参加資格関係)に関する質問又は意見に対する回答の公表
令和 6 (2024) 年 1 月 18 日	参加表明及び参加資格審査書類の提出期限
令和 6 (2024) 年 1 月 18 日	募集要項等(参加資格関係以外)に関する質問又は意見に対する回答の公表
令和 6 (2024) 年 1 月 31 日	提案書の提出期限
令和 6 (2024) 年 2 月 上旬～中旬	選定委員会によるプレゼンテーション・ヒアリング及び 審査会開催
令和 6 (2024) 年 2 月 中旬～下旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和 6 (2024) 年 3 月上旬	基本協定締結
令和 6 (2024) 年 3 月	事業契約締結の村議会への附議
令和 6 (2024) 年 3 月下旬	事業契約締結及び公表
令和 6 (2024) 年夏頃まで	固定価格買取制度の事業計画認定取得及び接続契約の完了 (固定価格買取制度の事業計画認定取得及び接続契約の完了は、2024 年度中において、事業者が確実に行うこと。)

2. 募集要項等に関する質問の受付

村は、応募希望者から、募集要項等に記載の内容に関する質問について、以下のとおり受け付ける。

(1) 提出方法

質問内容を簡潔にまとめ、質問書を添付ファイルとし、電子メールにより送信（送信後には電話で着信を確認）すること。

(2) 提出先

第7の「2. 佐井村総合戦略課」

(3) 件名

【(企業名等) 福浦地区小水力発電所に係る質問】とすること。

(4) 回答方法

村は、質問・意見及びその回答を村のホームページで公開する。質問・意見は、質問・意見者名を伏せた上で要旨を掲載する予定だが、その内容は基本的に公開されるため、その点を承知した上で質問・意見を行うこと。

3. 参加表明書の提出

応募者又は応募グループの代表企業は、参加表明書を提出する際、様式集で定める参加表明書を提出すること。

(1) 提出先

第7の「2. 佐井村総合戦略課」

(2) 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、郵送（書留）又は信書便（書留に準ずる）により提出すること。

なお、持参に当たっては、提出先へ事前に電話連絡し、提出日時の指定を受けた上で、持参により提出すること。

4. 参加資格確認結果の通知

参加資格確認の結果を、応募者又は応募グループの代表企業に通知する。なお、この入札に参加する資格がないとされた者については、その理由を通知する。

5. 提案書の提出

参加資格が確認された応募者は、様式集で定める提案書を村に提出することができる。

(1) 提出先

第7の「2. 佐井村総合戦略課」

(2) 提出方法

持参又は送付により提出すること。ただし、送付による場合は、郵送（書留）又は信書便（書留に準ずる）により提出すること。

なお、持参に当たっては、提出先へ事前に電話連絡し、提出日時の指定を受けた上で、持参により提出すること。

(3) 提案書の書換え等の禁止

応募者等は、その提出した提案書の書換え、差替え又は撤回をすることができない。

(4) 費用の負担

応募者等が提案書の提出に要する費用は、応募者等の負担とする。また、村は、提案書を返却しない。

(5) 提出書類の取扱い

① 著作権等

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、村が公表、展示その他本事業に関して認める範囲において、村はこれが無償で使用することができる。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

③ 資料の公開

村は、事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて応募者から提出された提出書類（選定されなかった応募者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

6. 提案内容に関するプレゼンテーション又はヒアリングの実施

選定委員会は、本事業の優先交渉権者を選定するため、応募者等に対し、別途、日時及び場所を指定して、当該提案の内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。実施時期、実施方法等については、提案書の提出があった応募者又は応募者等の代表企業に対し、別途通知する。

7. 応募者、参加企業の変更又は追加

参加表明書の提出以降、提案書提出までの間に、参加企業を変更又は追加しようとする応募者等は、第7の「2. 佐井村総合戦略課」に参加企業変更届を持参又は送付により提出すること。ただし、送付による場合は、郵送（書留）又は信書便（書留に準ずる）により提出すること。

なお、持参に当たっては、提出先へ事前に電話連絡し、提出日時の指定を受けた上で、持参により提出すること。

8. 応募の辞退

応募者等は、随時、応募を辞退することができる。辞退する場合は、「辞退届」を第7の「2. 佐井村総合戦略課」に持参又は送付により提出すること。ただし、送付による場合は、郵送（書留）又は信書便（書留に準ずる）により提出すること。

なお、持参に当たっては、提出先へ事前に電話連絡し、提出日時の指定を受けた上で、持参により提出すること。

9. 優先交渉権者の決定

選定委員会は、提案書を審査し、最も評価点の高い者を最優秀提案者として選定し、次点の者以下に順位を付する。

村は、選定委員会が選定した最優秀提案者を優先交渉権者として決定するものとし、全ての応募者に対し、結果を個別に通知する。

なお、この場合において、村は、優先交渉権者が辞退・失格した場合における交渉権者として、次点の者以下の交渉の優先順位を通知するものとする。

村は、決定した優先交渉権者の名称を村ホームページにて公表する。

第4 本事業特有の条件

本事業特有の条件のうち、主なものは以下のとおりである。また、これらの条件に関し事業者には課される具体的な権利及び義務等については、特定事業契約書（案）、要求水準書等のおりとする。

1. 使用許可等

本事業において使用する河川については、河川法の適用を受ける河川（一級河川、二級河川及び準用河川）に該当しない普通河川であるため、河川の流水の占有に関する法令に従う許可手続は不要であるが、同河川は、国有林内にあるため、国有財産法上の使用許可の取得が必要となる。

その他、事業の実施上の必要に応じて、法令に基づく許認可の取得、又は土地所有者等との契約を行うものとする。

2. 系統連系の接続契約

応募者は、自らの費用と責任により、送配電事業者（東北電力株式会社）から「系統連系に係る契約のご案内」を取得し、接続契約を締結することとする。

3. FIT制度の申請

選定事業者は、自らの費用と責任により、2024年度までの間に認定された場合に適用される水力発電の新設区分の買取単価を前提とした申請手続の一切を行うものとし、確実に事業計画認定を取得することとする。

第5 契約手続等

1. 基本協定の締結

優先交渉権者決定後、村と参加企業との間で、速やかに基本協定を締結する。

2. 事業契約の締結

村及び優先交渉権者は、基本協定の締結後、速やかに事業契約書（案）に基づき協議を行い、協議等が整った場合には事業契約を締結する。

3. 基本協定の締結又は事業契約の締結までに至らなかった場合の措置

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に事業契約の締結に至らないことが明らかになった場合、村は次点の優先交渉権者と改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。

4. 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

5. その他

優先交渉権者決定後、優先交渉権者の参加企業が地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に基づく参加資格の制限、又は佐井村建設業者等指名停止要領（平成 12 年佐井村訓令第 10 号）に基づく指名停止の措置を受けた場合には、村は事業契約を締結しないことがある。

第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、法制上又は税制上の措置が適用される場合には、それによることとする。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、村はこれらの支援を事業者が受けることができるように努める。

3. その他の措置及び支援に関する事項

村は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、村と事業者で協議を行い、対応策を検討する。

第7 問合せ先

1. 事業所管

本事業は、佐井村総合戦略課が所管する。

2. 契約に関する窓口

部署名 : 佐井村総合戦略課

住所 : 〒039-4711 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20番地

電話 : 0175-38-2111

ファックス : 0175-38-2492

E-mail : sai_senryaku@vill.sai.lg.jp

3. その他

本事業に関する情報提供は、ホームページ等を通じて適宜行う。ホームページ URL 等は決定次第公表する。

以上